

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針
(素案)**

平成 28 年 月

矢作川水防災協議会（仮称）

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、
知立市、高浜市、幸田町
愛知県、名古屋地方気象台、中部地方整備局豊橋河川事務所

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成委員.....	2
3. 矢作川の概要と主な課題.....	3
4. 現状の取組状況.....	7
5. 減災のための目標と実施方針.....	12
6. 概ね5年間で実施する取組.....	15
7. フォローアップ.....	19

1. はじめに

矢作川流域は、西三河地方の岡崎市、豊田市をはじめとする市町等からなっており、産業経済の根幹をなす東名高速道路をはじめとする複数の基幹道路が通過する交通の要衝であり、ものづくり愛知の中心となる地域である。

昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）では、下流の碧南市等で高潮による大きな被害を被ったほか、昭和 44 年、昭和 47 年の洪水においては上流の豊田市を中心に大きな被害が発生している。

戦後最大規模となる平成 12 年の洪水（東海豪雨）では、中流部の豊田市区間で計画高水位を超過したほか、平成 20 年 8 月末豪雨（岡崎市で 146.5mm/h を観測）では越水や堤防の法面崩壊・漏水等が発生して大きな被害を受けている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

矢作川においても、矢作川とその地域の特徴を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、愛知県、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 0 月に「矢作川水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における水害対応の状況とその課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「矢作川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

※本取組方針は、矢作川直轄管理区間を対象としたものである。

1 2. 本協議会の構成委員

2

3 本協議会の構成委員とそれぞれ構成委員が所属する機関(以下「構成機関」とい
4 う。)は、以下のとおりである。

5
6

構成機関	構成委員
岡崎市	市長
碧南市	市長
刈谷市	市長
豊田市	市長
安城市	市長
西尾市	市長
知立市	市長
高浜市	市長
幸田町	町長
愛知県 建設部 河川課	課長
愛知県 西三河建設事務所	所長
愛知県 知立建設事務所	所長
愛知県 豊田加茂建設事務所	所長
気象庁 名古屋地方気象台	台長
国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所	所長
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所	所長

7
8

3. 矢作川の概要と主な課題

(1) 河川の概要

矢作川は、東海地方中央部の太平洋側に位置し、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高 1,908m）に発し、飯田洞川、名倉川等の支川を合わせ、愛知・岐阜県境の山間部を貫流し、平野部で巴川、乙川を合流し、その後、矢作古川を分派して三河湾に注ぐ、幹川流路延長約 118km、流域面積約 1,830km²の一級河川である。

上流の美濃三河高原は平坦な高原状の地形で、川によって刻まれた谷底平野には水田や集落が形成されている。豊田市内に位置する鵜の首狭窄部より上流は貯留型の氾濫形態、下流は川から運搬された土砂で形成された扇状地であるため拡散型の氾濫形態となっている。

矢作川流域は、西三河地方の岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町からなっており、産業経済の根幹をなす東名高速道路、新東名高速道路、東海環状自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道 1 号、J R 東海道新幹線・東海道本線等の日本の産業経済の根幹をなす交通の要となっており、特に中・下流域には自動車産業を中心とした豊田市をはじめとする工業都市が集中している。

矢作川には洪水調節、発電、農業用水等を行う矢作ダムが昭和 46 年に建設された。しかし、流域の地質がマサ化しやすい花崗岩で典型的な砂河川であることから、ダムへの流出土砂量が多く、堆砂によるダム機能の低下やダム下流域での土砂移動の減少や過去の砂利採取等による河床の低下による高水敷との比高が拡大し、二極化したため、陸地化が進行し樹林が繁茂し、流下能力の低下といった問題が発生している。

昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）では、下流の碧南市、西尾市で高潮による大きな被害を被ったほか、昭和 44 年、昭和 47 年の洪水においては上流の豊田市を中心に大きな被害が発生している。

戦後最大規模となる平成 12 年の洪水（東海（恵南）豪雨）では、最上流部の槍ヶ入 観測所で最大時間雨量 80mm を記録し、基準地点岩津水位流量観測所では最高水位 7.93m、最大流量約 4,300m³/s を記録する戦後最大規模の洪水となった。この洪水による被災家屋は、2,801 棟、水害区域面積は 1,798ha に及んだ。中流部の豊田市区間で計画高水位を超過したほか、越水や堤防の法面崩壊・漏

1 水が発生している。

2 平成 20 年 8 月末の豪雨では、局地的な短時間の非常に激しい雨が降り、一宮
3 市で 120.0mm/h、岡崎市で全国歴代 7 位となる 146.5mm/h が観測され、愛知県
4 内では岡崎市を中心に多くの住家の床上・床下浸水が起き、土砂災害や落雷に
5 による停電等が発生した。

6
7 矢作川の近代における治水事業は、昭和 7 年 7 月の洪水を契機に、昭和 8 年
8 以降、在来堤の拡築や護岸等を中心として進められたが、昭和 34 年 9 月の伊
9 勢湾台風による被災の復旧として実施された伊勢湾等高潮対策事業により昭和
10 38 年に河口部の高潮堤防を完成させるとともに、中流部では堤防漏水対策等が
11 進められ、その後、河床低下対策として護岸の根継ぎや河口部の堤防耐震対策
12 として地盤改良工事が実施された。

13
14 砂利採取等による土砂需給バランスの変化で、昭和 40 年以降河床低下が進
15 行したために、護岸基礎の深掘れ防止のための護岸継ぎ足し、補強工事及び条
16 件護岸として柳枝工、杭出水制、粗朶単床等を実施している。平成元年以降、
17 砂利採取を禁止してからは、河床低下の進行は収まり安定化している。

18
19 現在は、平成 21 年に策定された河川整備計画に基づき順次整備を進めてい
20 るが、豊田市内の鶉の首狭窄部をはじめ、各所で東海（恵南）豪雨に対する河
21 道の流下能力が不足しており、堤防整備や河道掘削等が必要である。乙川合流
22 点付近下流では、河岸の樹林化が洪水流下の支障となっており、河道掘削に加
23 えて樹木伐開も必要である。

24
25 矢作川の堤防は古くから逐次強化を重ねてきたが、その多くは河道の掘削土
26 等を主体とする現地発生材で築造されており、土質が多様であることに加えて
27 工学的に不明確な部分が多い。堤防の浸透に対する安全性の観点から点検（堤
28 防詳細点検）を実施した結果、浸透に対する安全性を確保するために対策が必
29 要な区間がある。また、堤防断面の不足している区間が多く残されており、計
30 画的な整備が必要である。

31
32 矢作川ではいくつものダムが建設されたが、一方で、堆砂によるダム機能の
33 低下や土砂移動の減少といった問題が発生した。矢作ダムでは平成 12 年 9 月
34 洪水（東海（恵南）豪雨）により貯水池の堆砂が進んだことから、平成 17 年
35 から貯水池内に堆積した土砂の掘削と恒久的に排砂を行う排砂設備を整備する
36 堰堤改良事業を実施している。

1 堤防上の兼用道路は約 55km あり、一般交通の渋滞発生時には緊急の交通確
2 保が困難となる等、河川巡視や水防活動の支障になっている。このため、管理
3 用通路と一般道路を兼用している堤防の天端については、堤防裏小段を一般道
4 路として開放する「堤防リフレッシュ事業」を関係自治体と調整・連携して進
5 め、兼用施設の解消に努めている。なお、現時点で堤防天端が未舗装となっ
6 ている区間は、33k 付近をはじめ全 5 箇所存在する。

7
8 洪水や高潮による被害の軽減及び被災時の復旧・復興にかかる時間を極力短
9 くするため、関係自治体と調整・連携し、情報の収集・伝達、災害復旧活動の
10 拠点となる河川防災ステーション等を整備するとともに、関係機関と連携して
11 水防備蓄材を常備し、水防活動に利用するための備蓄土砂を確保するため第二
12 種側帯を整備している。

13
14 平成 27 年 5 月の水防法改正に基づき、豊橋河川事務所は想定し得る最大規模
15 の降雨による洪水により浸水が想定される区域・水深、浸水継続時間等を公表
16 した。その結果、計画規模による氾濫と比べ面積が約 110km² 拡大し、浸水深
17 も全体的に深くなる結果となり、特に、鵜の首狭窄部上流の豊田市においては
18 浸水深 10m 以上の範囲も現れる結果となった。

19 また、浸水継続時間については、最大で 1 週間以上の範囲もあり、産業集積
20 地域の社会経済への影響も懸念される。

21
22 住民の防災意識の向上のため、過去の災害の経験、知識を生かした啓発活動
23 を推進するとともに、地域住民、学校、企業等が災害に対する意識を高め、洪
24 水時に自主的かつ適切な行動がとれるよう、洪水ハザードマップを活用した避
25 難訓練等の取り組みに対して必要な支援・協力を行っている。

26
27 矢作川流域の農業関連団体、漁業関連団体、自治体が一体となり設立された
28 「矢作川沿岸水質保全対策協議会（通称：矢作協）」の活動や、河川事業に関
29 連した地域づくりに、大きく貢献された河川協力団体等のボランティア団体に
30 による活動など、民間と連携しての河川の保全活動が盛んである。

31 平成 20 年 3 月時点の直轄管理区間における水防管理団体は 5 団体存在してい
32 る。しかし、全国的な傾向と同様に、矢作川においても水防団員の減少や高齢
33 化、洪水発生回数の減少により、水防工法の伝承が難しくなっており、水
34 防団の強化・育成が必要である。

1 (2) 課題

2 矢作川における主な課題は、次のとおりである。

3
4 課題1 河道内等の樹林化等のため、河川整備計画の目標流量に対して流下能
5 力が不足している。

6 課題2 堤防の浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間や樹木
7 が生育している区間がある。

8 課題3 矢作ダムの貯水池内の堆砂が進んだことから、洪水調節容量の維持が
9 必要である。

10 課題4 堤防天端が未舗装の区間がある。

11 課題5 洪水が発生していない区域において、大規模水害に対する住民の意識
12 の低下が懸念され、広域避難等も含めた住民目線の避難促進等の情報
13 発信が必要である。

14 課題6 水防団員の減少や高齢化、水防工法の未伝承により、水防活動が難し
15 くなってきている。

16 課題7 被害の軽減や被災時の復旧・復興のための資機材を備蓄・運搬する拠
17 点が不足している。

18 課題8 浸水深が深いまたは浸水継続時間が長い地域からの安全な避難（水平
19 避難）のための検討や、浸水を解消し生活を取り戻すための排水計画
20 について検討が必要な箇所がある。
21

1 4. 現状の取組状況

2
3 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の水害において、多数の孤立者が発生する要因
4 の一つとなった避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかつ
5 たこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったことは、これまで
6 の水害対策における課題があることを浮き彫りにした。

7
8 本協議会では、この水害を教訓として、各構成機関における洪水時の情報伝
9 達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、（１）洪水リスクの
10 認知と避難に関する事項、（２）社会経済被害の軽減に関する事項に分けて、
11 以下のとおり取りまとめた。

12
13 (1) 洪水リスクの認知と避難に関する事項

14 1) 矢作川の歴史、自然、防災知識の普及に関する事項

項目	現状の取組状況
①小、中学校における取組	・授業の中で水害教育を行っており、引き続き、取組を継続していく必要がある。
②高校、大学等における取組	・要請に応じて出前講座等を行っているが、より多くの団体に活用してもらえよう促進する必要がある。
③地元との合同巡視	・連携した水防活動のため、漏水履歴箇所などを河川管理者と住民等が合同で巡視を行っている。
④矢作川への理解を促す親水空間の整備、維持管理	・広い高水敷に公園や運動施設、桜つつみ、アースワークゾーン（砂の創作活動を通じて人と人が連帯感を育む空間）等が多く整備されており、スポーツや水遊び、散策、レクリエーションなどに利用されている。 ・河川協力団体の指定を受けた NPO 等の民間団体による竹林伐採や、矢作川アダプト制度に登録された地域住民・民間団体による河川の美化・清掃活動等が行われており、こうした矢作川への理解を促す親水空間の整備、維持管理を引き続き実施していく必要がある。 ・平常時と洪水時の兼用施設の検討・設置について検討する必要がある。

1 2) わかりやすい情報提供に関する事項

項目	現状の取組状況
①流域共通の避難情報の発信	・住民の洪水に対する意識が低下しているため、わかりやすい特別警報発令後の情報提供について検討する必要がある。
②洪水ハザードマップの作成・周知	・平成 28 年 5 月の洪水浸水想定区域図公表を受けて、洪水ハザードマップの作成・周知を行う必要がある。
③まるごとまちごとハザードマップの整備	・観光客などの地域住民以外も安全かつ速やかに避難できるよう、まちなかに浸水深等の情報を表示するまるごとまちごとハザードマップの整備について検討する必要がある。
④避難場所、避難ルートの検討	・自治体において避難場所を指定しているが、浸水リスクや収容人数を考慮し、避難場所の見直しを行う必要がある。 ・避難ルートについても検討する必要がある。
⑤避難勧告等発令エリアの検討	・避難勧告等の発令基準は地域防災計画等に定められているが、避難勧告等の発令エリアの設定について検討する必要がある。
⑥防災情報伝達ツールの改良・開発	・より多くの人にわかりやすく情報を伝達するため、多様な伝達手段を用いた情報伝達について検討する必要がある。
⑦洪水リスクの高い区間の監視体制の整備	・水位計、CCTV カメラ等によって洪水リスクの高い区間の監視を行っているが、情報が不足する区間があるため、監視体制の強化について検討する必要がある。

2

3 3) タイムラインに関する事項

項目	現状の取組状況
①避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同で行う洪水予報や水位観測所の水位情報を参考に、適切なタイミングで避難勧告の発令ができるよう、タイムラインを作成する必要がある。

4

5

1 4) 危機管理型ハード対策に関する事項

2 ※越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工
3 夫する対策。

項目	現状の取組状況
①堤防天端の保護	・堤防天端が未舗装の区間があるため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防天端を保護する必要がある。
②堤防裏法尻の補強	・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防裏法尻を補強する必要がある。

4
5
6 (2) 社会経済被害の軽減に関する事項

7
8 1) 洪水を河道内で安全に流す対策に関する事項

項目	現状の取組状況
①鵜の首の開削計画策定に向けた取組	・鵜の首狭窄部の開削について検討を行っており、着手に向けて開削部分の土地権利者との調整等が必要である。
②堤防整備	・河川整備計画に則り流下能力対策、浸透対策等を実施しており、達成率を上げるため引き続き整備を行なう必要がある。
③河道掘削	・河川整備計画に則り河道掘削等を実施しており、達成率を上げるため、引き続き整備を行なう必要がある。

9
10 2) 堤防の強化に関する事項

項目	現状の取組状況
①護岸整備、浸透対策	・浸透に対する安全性を確保するための対策が実施されており、引き続き取組んでいく必要がある。

11
12 3) 矢作ダムの維持管理に関する事項

項目	現状の取組状況
①堆積土砂の掘削・浚渫の実施	・貯水池内に堆積した土砂の掘削を実施しており、引き続き取組んでいく必要がある。
②排砂設備の整備	・恒久的に排砂を行う排砂設備を整備する堰堤改良事業を実施しており、引き続き堆砂対策に取組んでいく必要がある。

1

4) 危機管理型ハード対策に関する事項（再掲）

項目	現状の取組状況
①堤防天端の保護	・堤防天端が未舗装の区間があるため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防天端を保護する必要がある。
②堤防裏法尻の補強	・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防裏法尻を補強する必要がある。

2

3

5) 水防活動に関する事項

項目	現状の取組状況
①実働訓練の実施	・自治体が主体となり水防に関する市民の関心と防災意識を高め、水防体制を確立することを目的として、水防訓練を行っており（河川管理者も参加・協力）、引き続き、実施していく必要がある。
②河川管理者と水防団の情報共有	・河川管理者と水防団の意見交換会を実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。
③水防活動の担い手の確保	・自治体の HP 等で水防団等の団員を募集しているが、未だに水防活動の担い手が不足しており、水防協力団体の募集・指定を促進する必要がある。
④堤防道路と主要道路との接続	・車両等による堤防へのアクセスが困難な箇所があり、堤防道路と主要道路との接続を行う必要がある。

4

5

6) 河川防災ステーション及び防災拠点の整備

項目	現状の取組状況
①河川防災ステーション及び防災拠点等の整備	・備蓄材倉庫や矢作川豊田防災ステーションを整備しているが、不足しているため、河川防災ステーション及び防災拠点の整備について検討する必要がある。
④堤防道路と主要道路との接続（再掲）	・車両等による堤防へのアクセスが困難な箇所があり、堤防道路と主要道路との接続を行う必要がある。

6

7

8

9

10

1 7) 流域住民と協働した河川の保全に関する事項

項目	現状の取組状況
①住民の活動支援方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・河川協力団体の指定を受けた NPO 等の民間団体による竹林伐採や、矢作川アダプト制度に登録された地域住民・民間団体により河川の美化・清掃活動等が行われている。(再掲) ・活動の促進のため、住民の支援方法について検討する必要がある。
②流域住民への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の活性化、活動区間の拡大のため、協力者を募る必要がある。 ・維持管理コスト縮減の取組(年1刈、野焼き、現地焼却等)への理解を得る必要がある。

2

3 8) 排水計画・復旧計画に関する事項

項目	現状の取組状況
①排水計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時の樋門等の操作について、操作規則を定めて開閉等を実施しているほか、排水ポンプ車等の災害対策用機械の実操作訓練を実施しているが、排水計画が定められていないため、今後検討していく必要がある。
②堤防決壊シミュレーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊時の復旧に至るまでのシナリオを想定し訓練を行っており、引き続き実施していく必要がある。
③堤防道路と主要道路との接続(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等による堤防へのアクセスが困難な箇所があり、堤防道路と主要道路との接続を行う必要がある。

4

1 5. 減災のための目標と実施方針

2
3 (1) 目標

4 矢作川の河川整備は、年超過確率 1/150 規模の洪水[※]を安全に流下させる
5 ことを目標とし、河川整備計画（平成 12 年 9 月洪水（東海（恵南）豪雨）と
6 同程度の規模の洪水を対象）に基づき整備を進めている。現状では、年超過
7 確率 1/20 の規模の洪水が安全に流れる程度の整備水準であり、今なお整備途
8 上にある。

9 ※「年超過確率 1/150 規模の洪水」とは、毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生
10 する確率が 1/150 であることを示しており、洪水の発生がいつも 150 年間隔であると
11 という意味ではない。

12
13 昨年 9 月の鬼怒川における堤防決壊では、現在の整備水準を上回る洪水が
14 発生しており、今後も整備水準を上回る洪水が何時・何処で発生してもおかし
15 くない状況である。

16
17 現在の整備水準を上回る洪水の発生した場合、流域住民の生命（逃げ遅れゼ
18 ロ）を守り、社会経済被害の最小化を目指すことが求められている。

19
20 以上のことから、「住民の避難行動を促す取組」、「社会経済被害の最小化
21 を目指す取組」を実施することで、各構成機関が連携して平成 32 年度までに
22 達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

23
24 【5 年間で達成すべき目標】

25 矢作川水系河川整備計画に基づいて河川整備を着実に進めるとともに、
26 1. 「逃げ遅れゼロ」
27 2. 「社会経済被害の最小化」
28 を目指す。

29 ※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

30 ※社会経済被害の最小化：大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

1 (2) 実施方針

2
3 西三河の発展を支える矢作川の恵に対する流域住民の認識・理解の深化とと
4 もに、想定し得る最大規模の降雨とこれに起因する洪水を闇雲に恐れるのでは
5 なく、矢作川の自然の一面として流域住民にしっかり認識・理解してもらい、
6 矢作川の恵み、洪水リスクと共存する水防災意識社会の再構築を図る取組を継
7 続的に実施する。

8
9 日常的に矢作川に親しみ、矢作川をしっかり認識・理解することで、洪水時
10 には逃げ遅れゼロを目指した適切な避難行動が取られるとともに、洪水に伴う
11 社会経済被害の最小化に向けた取組がなされることを目指す。

12 また、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のあ
13 る「住民目線のソフト対策」へ転換する。

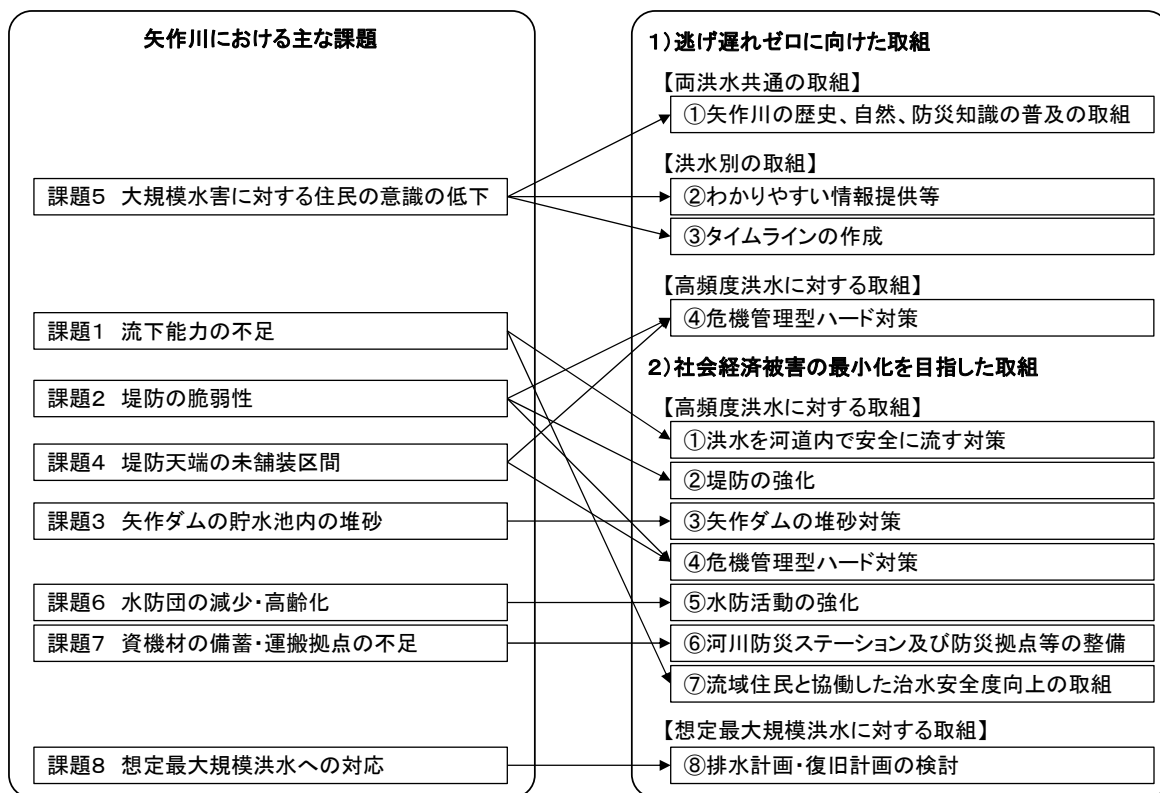
14 出水時の度に想定最大規模の洪水へ対応をすることは、避難活動のように困
15 難かつ現実的でないと考えられる場合*、又は、水防活動のように規模が小さ
16 く発生頻度が高い洪水への対応が想定最大規模の洪水への対応に適さない場合
17 がある。

18 ※例えば、規模が小さい洪水に対しては垂直避難（自宅等の2階以上への避難）で安全が確保できる
19 とされている地域において、出水時の度に想定最大規模洪水を想定して広域避難をするのは、住民
20 にとって負担であり、現実的でない。

21
22 限られた資源（予算、人材、資材）を有効活用する観点から、規模が小さく
23 発生頻度が高い洪水に対する備えを充実させるとともに、大規模洪水時の避難
24 準備が効果的である場合もある。

25
26 氾濫を及ぼす恐れのある降雨から想定最大規模降雨までの発生頻度・降雨強
27 度が異なる降雨による洪水を考慮する必要がある。よって、平成12年恵南豪
28 雨のようなこれまでに経験したことのある洪水（以下、高頻度洪水）と想定最
29 大規模の洪水（以下、想定最大規模洪水）に分けて検討し、洪水から流域住民
30 の命を守り（逃げ遅れゼロ）、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿川自治
31 体、愛知県、名古屋地方气象台、河川管理者が目標を共有し、ハード対策を着
32 実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組を協力して計画的に推進する。

33
34 以上の実施方針のもと、3. (2) の課題及び4. の現在の取組状況を踏ま
35 え、高頻度洪水・想定最大規模洪水のそれぞれに対して、目標達成に向けて次
36 項の取組を実施する。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

1) 逃げ遅れゼロに向けた取組

【両洪水共通の取組】

①矢作川の歴史、自然、防災知識の普及の取組

【洪水別の取組】

②わかりやすい情報提供等

③タイムラインの作成

【高頻度洪水に対する取組】

④危機管理型ハード対策*

2) 社会経済被害の最小化を目指した取組

【高頻度洪水に対する取組】

①洪水を河道内で安全に流す対策

②堤防の強化

③矢作ダムの堆砂対策

④危機管理型ハード対策* (再掲)

⑤水防活動の強化

⑥河川防災ステーション及び防災拠点等の整備

⑦流域住民と協働した治水安全度向上の取組

【想定最大規模洪水に対する取組】

⑧排水計画・復旧計画の検討

*危機管理型ハード対策：越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策。

1 6. 概ね5年間で実施する取組

2
3 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意
4 識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は、次の
5 とおりである。

6
7 (1) 逃げ遅れゼロに向けた取組

8 **【両洪水共通の取組】**

9 1) 矢作川の歴史、自然、防災知識の普及の取組

10

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 小、中学校における取組	引き続き実施	市町、県、 気象台、 豊橋河川
② 高校、大学等への出前講座	引き続き実施	市町、県、 気象台、 豊橋河川
③ 地元との合同巡視の実施	H28年度から 順次実施	市町、県、 豊橋河川
④ 矢作川への理解を促す親水空間の整備、維持 管理	引き続き実施	市町、 住民、 豊橋河川

11 **【洪水別の取組】**

12 2) わかりやすい情報提供等

13

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 流域共通の避難情報の発信	H28年度から 順次実施	市町、県、 気象台、 豊橋河川
② 洪水ハザードマップの作成・周知	H28年度から 順次実施	市町
③ まるごとまちごとハザードマップの整備	H28年度から 順次実施	市町
④ 避難場所、避難ルートの検討	H28年度から 順次実施	市町
⑤ 避難勧告等発令エリアの検討	H28年度から 順次実施	市町
⑥ 防災情報伝達ツールの改良・開発	H28年度から 順次実施	市町、県、 住民、 豊橋河川
⑦ 洪水リスクの高い区間の監視体制の整備	H28年度から 順次実施	豊橋河川

1 **3) タイムラインの作成**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	引き続き実施	市町

2
3 **【高頻度洪水に対する取組】**

4 **4) 危機管理型ハード対策**

5 ※越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう
6 堤防構造を工夫する対策。

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 堤防天端の保護	H28年度から 順次実施	豊橋河川
② 堤防裏法尻の補強	H28年度から 順次実施	豊橋河川

7
8
9 **(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組**

10
11 **【高頻度洪水に対する取組】**

12 **1) 洪水を河道内で安全に流す対策**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 鵜の首の開削計画策定に向けた取組	H28年度から 順次実施	豊橋河川
② 堤防整備	引き続き実施	豊橋河川
③ 河道掘削	引き続き実施	豊橋河川

13
14 **2) 堤防の強化**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 護岸整備、浸透対策の実施	H28年度から 順次実施	豊橋河川

15
16 **3) 矢作ダムの堆砂対策**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 堆積土砂の掘削・浚渫の実施	H28年度から 順次実施	豊橋河川
② 土砂バイパス施設の整備の検討	引き続き検討	豊橋河川

1 **4) 危機管理型ハード対策（再掲）**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 堤防天端の保護	H28年度から 順次実施	豊橋河川
② 堤防裏法尻の補強	H28年度から 順次実施	豊橋河川

2

3 **5) 水防活動の強化**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 実働訓練の実施	引き続き実施	市町、県、 豊橋河川
② 河川管理者と水防団の情報共有	引き続き実施	市町、県、 豊橋河川
③ 水防活動の担い手の確保	H28年度から 順次実施	市町
④ 堤防道路と主要道路との接続	H28年度から 順次実施	豊橋河川

4

5 **6) 河川防災ステーション及び防災拠点等の整備**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 河川防災ステーション及び防災拠点の整備	H28年度から 順次実施	豊橋河川
② 堤防道路と主要道路との接続（再掲）	H28年度から 順次実施	豊橋河川

6

7 **7) 流域住民と協働した治水安全度向上の取組**

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 住民の活動支援方法の検討	H28年度から 順次実施	市町、 豊橋河川
② 流域住民への働きかけ	H28年度から 順次実施	市町、 豊橋河川

8

9

10

11

12

13

14

15

1 【想定最大規模洪水に対する取組】

2 8) 排水計画・復旧計画の検討

主な取組項目	目標時期	取組機関
① 排水計画の検討	H28年度から 順次実施	市町、 豊橋河川
② 堤防決壊シミュレーションの実施	引き続き実施	豊橋河川
③ 堤防道路と主要道路との接続（再掲）	H28年度から 順次実施	豊橋河川

3

4

1 7. フォローアップ

2

3 各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、
4 河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、
5 継続的に取り組むこととする。

6 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に
7 応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等
8 を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。